

第18章

貿易政策・措置の監視

1. はじめに

貿易政策・措置の監視は、多国間交渉による貿易ルール・市場アクセスの改善や、準司法的手続による貿易紛争の解決と並んでWTOの主要な機能の一つである。

WTOは元来、各協定に基づく通報義務等による透明性の確保、各種理事会や委員会、又は貿易政策検討制度（TPRM）における加盟国間の議論、さらには紛争解決制度を通じて加盟国による協定の遵守を図っている。このうち、特に、①各種委員会等を通じた個別政策・措置に関する議論、②TPRMに基づく加盟国の貿易政策審査、③TPRMに基づく貿易監視報告書の発出は、加盟国の貿易政策・措置を明らかにし相互に監視の目にさらすことで、貿易紛争に発展することを未然に防止する監視活動と位置づけることができる。

また、2008年後半に端を発した経済危機以降、

各国が自国産業保護や雇用保護のために保護主義的傾向を強める中で、WTOをはじめ各国国際機関が保護主義への対抗を目的として各国の貿易政策・措置に対する監視活動を強化した¹。

このように、国際貿易に対する監視活動は、①国際通商ルールの遵守と、②保護主義の抑止・是正を目的として実施されてきたものであるが、近年、特に新興国を中心に貿易紛争や保護主義的措置が拡大していることをふまえば、よりその重要性が増しているといえる。

本章では、WTOを含む各国国際機関が国際貿易をどのように監視しているかを概観するため、WTO及び国際機関による取組について解説するとともに、その意義を紹介する。なお、本章における貿易政策・措置（貿易に関連する政策・措置）には投資に関連する政策・措置を含むものとする。

2. WTOによる監視

(1) 委員会等における監視

WTOの多くの協定は、加盟国に対し自国貿易政策・措置の通報や公表義務を定めている。また、各協定の実施のため理事会や委員会（以下「委員会等」。）を設置し、個別の政策や措置の協定との整合性について多国間で議論を行う場として機能している。加盟国は、自国（及び場合によっては他国）の貿易政策・措置について通報・公表を行

うことで自国政策に関する情報を開示し、これに対し、関心を有する国は当該措置に関するより詳細な情報提供や関係協定との整合性について委員会等の場で提起することができる。実際の委員会等における議論は協定整合性に関連するものが中心となるが、その判断のための情報提供や、当該政策の目的、経済合理性、産業界への影響、さらにはWTOシステム全体への影響など多岐にわたる。

¹ 2013年版不正貿易報告書巻末参考資料『いわゆる保護主義的措置を巡る動向について』参照

懸念が解消されない限りは、年2、3回定期的に開催される委員会等において繰り返し問題提起されるため、措置国には丁寧な情報提供やWTO整合性に関する説明とともに、措置是正の検討が求められる。また、多国間での議論のメリットとして、同様に懸念を有する国が連携して問題指摘を行うことできるため、措置国にとっては二国間での働きかけに比べより効果的な措置是正の誘因となり得る。ただし、委員会等においては紛争解決手続と異なり是正の義務が課せられることはないため、措置是正は最終的には当事国の判断に委ねられる。

こうした委員会等を通じた監視は、物品貿易関連協定の他、GATSやTRIPSなど多くの協定に導入されており、WTOの領域に関連する措置はすべからず対象としうる（WTOの機構については図表Ⅱ総-2参照）。

委員会における具体的な検討の様子については、第Ⅱ部第11章基準・認証制度1.（3）『TBT協定を活用する際の実務的留意点』を参照。

（2）貿易政策検討制度（TPRM）

WTO設立協定（マラケシュ協定）の附属書三は貿易政策検討制度（TPRM）を規定している。これは、全加盟国からなる貿易政策検討機関（TPRB）において、各加盟国の貿易政策・措置を、被審査国並びに事務局が作成した報告書に基づき定期的に審査する制度である。その原型は1995年のWTO設立に先行してGATT理事会の下での検討として1989年より開始されており、1995年以降2013年末までに、159の加盟国のうち147の国を対象として累計384の審査が行われている。ただし、新規加盟国のロシア、ウクライナ、ラオス等は未だ審査を行っていない。

TPRMの概要及び意義、課題は以下のとおりである。

①TPRMの概要

TPRMは、WTO設立協定附属書三によれば、す

べての加盟国が、①多角的貿易協定の遵守の状況を改善し、②貿易政策・慣行について一層の透明性を確保し、③多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資すること、を目的としている。

全加盟国が対象となるが、審査の頻度は当該加盟国の世界貿易のシェアによって決定され、上位4カ国（現在は日本、米国、中国、EU）は2年に一回、次の16カ国は4年に一回、その他加盟国は6年に一回となる。

審査の対象となる「貿易政策や慣行」の範囲については協定上具体的な限定はないが、実務上はWTO協定に関連する範囲にとどまらず、あらゆる貿易政策・措置を取り上げることを妨げられていない。

具体的な審査の手続としては次のとおりである。まず、加盟国は自国の貿易政策についてTPRBに報告を行う義務があり、審査に際し、自国の貿易政策に関する詳細な報告書を作成・提出する。加盟国による報告に加え、事務局も被審査国の貿易政策・措置に関する報告書を別途作成する。事務局報告書の作成にあたっては、通常のWTOに対する通報や公表情報の他、被審査国に対する照会や関係省庁へのヒアリング等を通じて、正確かつ最新の情報が被審査国から提供される。審査はこれらの被審査国作成報告書及び事務局作成報告書に基づき、書面による質問提出・回答、及びそれらに基づく審査会合での議論というかたちで行われる。

審査の基準について附属書三は、審査会合における検討は、対象となる加盟国の経済上及び開発上の広範なニーズ、政策及び目的の背景、並びに当該加盟国の対外的な環境を生じさせた背景に照らして行われると規定しており、抽象的な基準にとどまっているため、WTOの規律範囲を超えて普遍的な政策論について指摘を行うことも排除されていない。一方、実際の審査においては、被審査国は特定措置のWTO整合性について説明を求められることが多い。TPRMの審査手続については、附属書三の他、TPRBが採択した手続規則²によってタイムフレームなどの細則が定められている。

² WT/TPR/6/Rev. 3

また、附属書三は定期的にTPRMの運用評価を行うことを定めており、1999年以降、これまで4回の評価が行われた。現在、第五次運用評価が継続中であるが、運用評価の結果は手続規則の改正により反映されることとなる。

審査の結果については、被審査国作成報告書及び事務局作成報告書とともに会合の議事録が審査の終了後速やかに公表されることとなっているが、審査での指摘事項に関して制度上は具体的な対応を担保する仕組みは設けられていない。附属書三は、「これらの協定に基づく特定の義務の実施若しくは紛争解決手続の基礎となること又は加盟国に新たな政策に関する約束を行うよう要求することを目的とするものではない」と規定しており、TPRMでの審査内容が紛争解決手続での事実認定の対象とはならないこと、また、審査会合での議論が被審査国に何ら措置是正の義務を課すものでないことを明示している。

②TPRMの意義

上述のように、制度上は被審査国に対し措置是正の拘束力を有するものではないが、実務面では様々な意義が指摘できる。ここでは、(a) 透明性の向上、(b) 問題発見の機会、(c) 多面的視点による検討、(d) 国際通商ルール理解促進という4つの側面から、TPRMの意義を紹介する。

(a) 透明性の向上

まず、TPRMは、WTOの全加盟国を対象とした貿易政策・措置に関する透明性の向上に貢献している。審査の周期に開きはあるものの、WTOの全加盟国が審査の対象となり、また、その検討項目は貿易に限らず投資、知的財産、エネルギー、税制・補助金、競争、FTA/EPAなど多岐にわたるため、非常に広範な情報を定期的に加盟国に提供する枠組みとして他に例を見ない。報告書はもちろん、加盟国からの質問、被審査国からの回答、関連するステートメント等は事後的にすべて公開されるため、加盟国間の相互監視が働き、被審査国には協定違反のおそれのある措置の導入を抑止し、

または撤廃を促す効果が期待される。

(b) 問題発見の機会

また、制度上、TPRMは紛争解決手続での事実認定の対象となるものではないが、透明性向上により、TPRMにおける情報収集やWTO整合性に関する議論が問題発見の端緒となることがある。特に情報収集能力やリソースに制限がある国にとっては、定期的かつ網羅的な貿易政策の審査が行われることで、自国にとって問題となり得る措置の存在を認知し、措置是正や未然防止に向けた対応の起点とすることが可能となる。

(c) 多面的視点による検討

検討の視点としても紛争解決手続や委員会等に比べより多面的である。措置の違法性自体を問う紛争解決手続や関連協定との整合性を中心に議論する委員会等とは異なり、協定整合的な措置についても経済合理性等の観点から問題提起することができる。実際の事務局作成報告書や加盟国からの質問では、例えば対内外直接投資や競争、エネルギー分野等に関してこうした協定整合性以外に関する指摘も多く見られ、協定整合的な措置を含むより広範な政策・措置を対象として監視を行える利点がある。

(d) 国際通商ルール理解促進

さらに、被審査国自身にとっても、質問への回答作成作業や審査会合での議論を通じて自国政策の合理性やWTO協定整合性を再考することになるため、作業に関与する多くの政府関係者の国際通商ルールに対する認識を深める機会となり、ひいては、被審査国の政策とWTO協定との整合性の向上が期待される。特に新規加盟国や途上国の政策立案者にとってはWTO協定に対する理解を深めるキャパシティ・ビルディングの一環としても機能する。

③TPRMの課題

このように、TPRMはWTOにおける監視機能の一部として多国間貿易体制の貢献は非常に大きいと言えるが、一方で課題も指摘しうる。

TPRMの審査の周期は世界貿易シェアのみによって決定されるため、国によっては審査の頻度が低く、特に世界貿易シェアはまだ大きくはないものの多国間貿易体制に影響力を持つ新興国に対して、実効性ある監視が及ぼせていない懸念がある。例えばブラジルやインド、韓国、インドネシア等は国際貿易における主要なプレイヤーであり、その貿易政策の策定、改廃は頻繁に行われているが、4年に一度の審査ではこうした政策発展に対し時宜を得た効果的な監視が及ぼせない。結果的に、審査頻度が低い加盟国に対してはTPRMを有効に活用することは難しく、委員会等や紛争解決手続による問題解決に依拠せざるをえない。

(3) 監視制度の効果的活用

WTOには、TPRMの他、前述の委員会等や紛争解決手続など協定の遵守確保のため多層的に制度が設けられており、より効果的に協定遵守を図る観点からは、加盟国はそれらを最適に組み合わせ問題となる政策・措置に対処することが望ましい。例えば、TPRMにおいて広範な情報収集と初期的な議論を経た上で、委員会により仔細に個別措置の協定整合性について議論を行い、違法性に関する疑義が払拭できない措置については紛争解決手続の活用に進む。または、違法性やコストの観点から紛争解決手続を活用しにくい事案や短期的な解決を望む事案については、委員会等やTPRMにおける指摘に留めるなど、当該措置の性質、影響の度合い、費用対効果、問題解決の速度などを総合的に考慮した上で最も適切に対応できるよう制度を活用することが重要である。

(4) TPRMに基づく監視報告書 (TPRMモニタリングレポート)

上述の委員会等における監視やTPRMはWTOに由来から備わっている機能であるが、2008年の経済危機を発端として各国が保護主義的な貿易政策・措置を拡大する傾向を強めたことを受けて、

WTOはWTO協定附属書三を根拠としてあらたな貿易監視を開始した。

これは、保護主義的措置の動向を把握するため、定期的にWTO加盟国の貿易関連措置を調査し、当該措置に関する報告書を作成、公表するものである。また、これと並行して、G20首脳からの要請を受け、OECD及びUNCTADと協同して、G20諸国についても同様の報告書の作成を開始した（詳細は後述の(e) WTO・UNCTAD・OECD共同の監視報告書（共同モニタリングレポート）を参照）。

①作成の経緯

WTOによる経済危機への対応の一環として、WTO事務局長は2008年10月の一般理事会において、WTO事務局内に経済危機がWTOルールに与える影響を検討する作業部会を設立すると表明した。

2009年1月、WTO事務局は非公表の作業文書として、作業部会が取りまとめた貿易措置の監視結果をWTO加盟国へ報告した（非公表の作業文書として報告）。本報告は、WTO事務局長の責任の下、WTO協定附属書三のパラグラフG（国際貿易環境の進展に関する概況報告）に基づいて実施され、多角的貿易体制に影響を及ぼす政策に関して事実の報告を行ったものであり、何ら法的な効果や含意を与えるものではないとされた。

この監視活動は2009年4月のTPRB非公式会合にて加盟国から正式に承認され、これまでに四半期ないし半年を対象とした報告書が合計6回（2009年4月、7月、2010年6月、2011年6月、2012年6月、2013年7月）、年次報告が合計5回（2009年11月、2010年11月、2011年11月、2012年11月、2014年1月³⁾）作成されている。

②TPRMモニタリングレポートの概要

報告書は、調査対象期間中に各国が採った政策・措置を国別に表に取りまとめており、その対象は数量制限、関税引上げ、貿易救済措置の調査・

3 WT/TPR/OV/16

発動など物品貿易にかかる措置やサービス貿易にかかる措置のほか、必ずしも直接的にWTO協定の規律対象とはならない各国の景気刺激策や金融機関支援策にまで及び、さらに、こうした貿易制限的措置の解除を含む貿易促進的な措置も掲載されている。

ただし、報告書はその目的を純粹に事実の報告としており、加盟国の権利義務に法的な影響力を持たないこと、掲載された措置についてWTO整合性や保護主義的性格に関する判断・示唆を行うものではないことを明記している。

報告書の作成にあたっては、事務局はまず、WTO加盟国による自他国の貿易政策・措置に関する通報（WTO規定に基づく義務又は任意の通報の他、事務局長からの情報提供要請に対する返答など）や各種公的機関からの情報を元に加盟国の採った措置に関する情報を収集する。情報収集を行った後、当該政策・措置に関して編纂した情報を加盟国に照会し、その正確性を確認する。加盟国による確認がとれなかった情報についてはその旨を付記して掲載されている。

報告書はTPRMの年次会合に報告され、会合では各加盟国が報告内容に対する意見を述べるが、上記のとおり報告書自体はWTO整合性等の判断を行うものではないため、TPRMのような審査は行われていない。なお、報告書及び会合の議事録は一般にも公表される。

（5）WTO・UNCTAD・OECD共同の監視報告書（共同モニタリングレポート）

①作成の経緯

経済危機発生直後の2008年11月にワシントンで行われたG20において、市場開放的な世界経済へのコミットメントとして、今後12ヶ月の間にG20諸国が投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、WTOと整合的でない輸出刺激策をとらないと

の首脳宣言が合意された。また、同月の世界経済に関するAPEC首脳リマ声明においても、ワシントン・サミットと同様に保護主義の自制について政治的決意が表明された。このように保護主義対抗の機運が高まる中、WTOによるTPRMモニタリングレポートの公表も踏まえて、2009年4月のロンドン・サミットにおいて、G20首脳はWTOに対し、他の国際機関とそれぞれの権限の範囲内で協働しつつ、保護主義自制のコミットメントに関するG20諸国の遵守状況を監視し、四半期毎に公表するよう求めた⁴。当該要請に基づき、同年9月より、WTO、OECD、UNCTADの3機関が、各機関の事務局長連名でG20各国の貿易及び投資措置について報告を行っている。

②共同モニタリングレポートの概要

報告書は、当初は貿易関連措置、景気刺激策、金融機関に対する措置、投資関連措置の4分野を対象としていたが、近年では金融機関に対する措置が削除され、従来の貿易関連措置、景気刺激策、投資関連措置に加え、貿易金融および最近の経済・貿易トレンドの5分野を対象としている。上記の各分野における動向を総括する他、国別に措置を一覧化し、さらに補論として措置が貿易量に与える影響の定量的推計を行っている。

内容は貿易に関する部分と投資に関する部分に大別されており、貿易に関してはWTO事務局が単独で執筆している。貿易関連の国別措置一覧については、WTOが収集した同一の情報に基づいてTPRMモニタリングレポートと共同モニタリングレポートの両方が作成されており、したがってG20諸国に関しては両方の報告書に共通の情報が掲載される。投資関連措置についてはOECDとUNCTADの事務局が、各機関が収集している情報に基づき共同で作成している（OECD及びUNCTADの活動については②WTO以外の国際機関による監視を参照）。

なお、執筆者として連名はしていないものの、

⁴ http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_09/communique.html

IMFも報告書の作成に一部関与している。

本報告書は、TPRMモニタリングレポートと同様に、加盟国の権利義務に法的な影響力を持たないこと、掲載された貿易・投資措置について各国国際機関の協定適合性や保護主義的性格に関する判断・示唆を行うものではないことを明記している。

2009年9月の第1回発出以降、経済危機当初の2010年までは四半期ごと（2010年3月、6月、11月）の発行であったものが2011年以降は半年ごと（2011年5月、10月、2012年6月、10月、2013年6月、12月）となっている（2013年12月に第10回目の報告⁵）。なお、G20サミットは本監視活動の継続・強化を求める宣言を継続して行っている。

③国際機関間の連携

上記のとおり、本報告書はG20の要請を受けてWTO、UNCTAD、OECDが共同して実施しているものだが、従来、別個に活動していた貿易分野の監視（WTO）と、投資分野の監視（OECD、UNCTAD）が連携し情報を共有・統合することで、国際機関共同による貿易投資の世界的監視ネットワーク形成された点は意義深い。現在はこの監視ネットワークの対象はG20諸国にとどまっているが、従来のTPRM審査や後述するUNCTAD、OECDによる経済危機以前の監視活動（世界投資報告書の発出や、投資の自由化プロセスの実施）に比べ情報の収集・報告の頻度が高く、世界の多国間貿易・投資体制の現状を知る際に有益な情報を提供している。

なお、WTOと他の国際機関間の連携について、WTO協定第3条第5項⁶はWTOと他の国際機関との連携の可能性を認めている。

また、本活動の法的根拠を見ると、G20ロンドン・サミットの首脳宣言が『他の国際機関とそれぞれの権限の範囲内で協働しつつ』と要請したように、本報告書の作成にあたっては各機関の既存

の権限・業務の枠内で作業が行われている。具体的には、WTOはWTO協定附属書三を法的根拠としてTPRMの目的に資するものとして本活動を実施している。

(6) WTOによる監視の評価

図表Ⅱ-18-1は、これまでに述べたTPRM（国別審査）、TPRMモニタリングレポート、及び、WTO、OECD、UNCTADによる共同モニタリングレポートの概要を比較したものである。数年に一度の頻度で実施されるTPRM（国別審査）に対して、2つのモニタリングレポートは四半期から半年に一度と報告の頻度が高く、また、共同モニタリングレポートは投資分野の政策・措置も対象範囲に含んでいることから、監視の対象範囲が広い点に特徴がある（TPRMでも実務上、一部投資関連措置が含まれる）。

その一方で、TPRM（国別審査）のみが審査会合を実施していることから、書面での質疑や会合での指摘を通じ、最も相互監視のプレッシャーが強く働くと考えられる。また、TPRMが協定の遵守を目的とするため協定整合性という実際上の評価基準を有するのに対し、純粹に事実の報告を目的としている2つのモニタリングレポートは何らかの基準に基づいて個別措置の評価を行うものではないため、この点からもTPRM（国別審査）の方がより措置是正の誘因が働きやすいと考えられる。

⁵ http://www.wto.org/english/news_e/news13_e/trdev_18dec13_e.htm

⁶ 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 第3条第5項

世界貿易機関は、世界的な経済政策の策定が一層統一のとれたものとなるようにするため、適当な場合には、国際通貨基金並びに国際復興開発銀行及び同銀行の関連機関と協力する。

＜図表Ⅱ - 18＞WTOによる監視の概要

		TPRM（国別審査）	TPRMモニタリングレポート	WTO、OECD、UNCTAD共同モニタリングレポート
制度的背景	根拠協定・条文	WTO協定附属書三	WTO協定附属書三パラグラフG	WTO協定附属書三パラグラフG（WTO担当部分）
	実施主体	WTO事務局（TPR部）及び各加盟国	WTO事務局（TPR部）	WTO事務局（TPR部）及び各機関の事務局
	目的	透明性の確保と協定遵守	透明性の確保（純粋に事実の報告）	透明性の確保（純粋に事実の報告）
実施内容	対象国	WTO全加盟国	WTO全加盟国	G20諸国
	対象項目	貿易政策・慣行（投資措置を含む）	貿易関連措置	貿易・投資関連措置
	頻度	2年～6年に一回	約半年に一回	約半年に一回
	実施内容	報告書の作成 書面での質疑応答 審査会合の実施	報告書の発出（TPRB 年次会合への報告）	報告書の発出（G20への報告）

3. WTO以外の国際機関による監視

冒頭で述べたように、本章は国際貿易・投資に対する国際的監視の全容を俯瞰することを試みるものである。貿易監視については、WTOが中心的にその役割を果たしている他、UNCTADやIMF、世銀でも若干の活動が行われている。例えばUNCTADでは、後述の投資関連報告書の他にも、貿易開発報告書の発出、サービス貿易政策の審査（要請に基づいて実施）、競争政策のピアレビューなどを行っている。ただし、UNCTADの組織目標は途上国の開発支援であるため、これらの貿易に関連する分析は、貿易と開発、貿易からの裨益、キャパシティ・ビルディング、協力等の観点から行われるものがほとんどであり、定期的な政策発展のモニタリングなどは行われていない。また、後述のとおりIMFや世銀も各機関の本来任務に付随して貿易に関する調査を行っているが、いずれも本章でとりあげる監視とは性質を異にしている。

このため本章では、貿易監視については前記のとおりWTOを取り上げ、これを補完するものとし

て、UNCTAD、OECDによる投資監視について以下に解説する。

(1) 国際連合貿易開発会議（UNCTAD）

国連貿易開発会議（UNCTAD）は投資政策・措置に関して下記の2つの報告書を作成・公表しており、経済危機後のG20による要請を受け、これらの報告書を活用して共同モニタリングレポートを作成している。

①世界投資報告書（World Investment Report）

UNCTADは貿易や投資に関する各種報告書を公表しており、特に投資政策の進展の調査・報告を目的としたものとして、1991年より毎年、世界投資報告書（World Investment Report）を公表している（2013年版は2013年6月公表^{7）}。

UNCTADは加盟国の海外直接投資（FDI）に関する政策の変更に関する情報を1992年から定期的に収集してデータベース化しており、本報告書及

7 <http://unctad.org/en/pages/PublicationWebflyer.aspx?publicationid=588>

び後述する投資政策監視報告書の作成に活用している。

報告書は概ね4章から構成され、第1、2章では投資やFDIの世界、地域、国の各レベルでの動向が記載されている。また、第4章ではグローバル・バリュー・チェーンなど年ごとの重要項目が扱われる。監視の文脈では第3章の最近の政策の進展に関する情報が重要であり、各国の投資に関する政策、国際的な投資協定（IIA）や投資章を含むFTAの動向、投資仲裁（ISDS）の動向等が調査されている。このうち、各国の投資政策に関する総評では、各国が調査期間中にとった投資政策について、投資の自由化・促進に資するか投資を制限するかの分類を行ったうえで、全体としての傾向を報告しており、例えば2013年版では、2012年中に世界で新たにとられた86の措置のうち61（75%）が投資促進的、20（25%）が投資制限的であると述べている。ただし、個別国の措置に関してはいくつかの例示を除いて掲載していないため、個別措置の是正の誘因となることは期待されない。

②投資政策監視報告書（Investment Policy Monitor）

UNCTADは、経済危機後のロンドンおよびピッツバーグ・サミットにおけるG20からの要請を受け、2009年12月より、世界投資報告書と並行して、おおそ年2～3回の頻度で、各国の投資に関する政策の動向を報告する投資政策監視報告書（Investment Policy Monitor）を発行している（最新版は2013年11月公表⁸）。

内容としては、世界投資報告書の第3章（最近の政策の進展）をさらに詳細化したものとなっており、国別に調査期間中の投資に関する政策措置がまとめられている。国別の政策・措置は4つの類型（①投資の参入、②投資家の待遇、③投資促進、④投資維持・送金）に分類され、各措置の具体的内容とその情報源が一覧化されている。評価に関

しては、世界投資報告書と同様、全体の傾向を紹介するに留めている。

本報告書はUNCTAD加盟国を対象としているが、このうち、G20諸国の措置に関する情報は共同モニタリングレポートに転用される。

（2）経済協力開発機構（OECD）

OECDによる投資に係る国際取決めの策定については、第Ⅲ部第5章（投資）を参照⁹。

①投資の自由化プロセス

OECDでは、投資委員会における政府間フォーラムとして、投資の自由化プロセス（Freedom of Investment process）が2006年より実施されている。本フォーラムでは、ブラジル、中国、インド、ロシア、南アフリカなどOECD非加盟国を含む55カ国の政府代表が集まり、投資政策に関する意見交換を行っている。年2回程度開催され、2013年3月までに18回フォーラムが開催された。

本フォーラムは、①投資に関する標準の策定とガイドラインの発展、②投資政策の監視、③調査研究をその目的としており、このうち、投資政策に関する監視については、毎回のフォーラムでいくつかの対象国が選定され、事務局が作成した報告書（投資政策報告書）（後述）に基づいて加盟国による議論が行われる（第18回の対象国はカナダ、コスタリカ、イタリア、フランス、アメリカ）。フォーラムでは、報告書で取り上げられた自国の投資関連措置について、審査対象国から説明が行われる。

②投資政策報告書（Inventory of Investment Measures）

投資の自由化プロセスで収集した情報は投資政策報告書（Inventory of Investment Measures）として発行され、このうちG20に関する情報はWTO、UNCTAD との共同モニタリングレポートでも報

⁸ http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/webdiaepcb2013d11_en.pdf

⁹ OECD に関しては、第Ⅱ部第7章（補助金・相殺措置）ではWTO 補助金協定と OECD 輸出信用ガイドラインの関係について、第Ⅱ部第15章（一方的措置）では競争法の執行面での国際協力に関する OECD 理事会勧告について、第Ⅲ部第7章（電子商取引）では電子商取引に関する OECD ガイドラインについて記述している。

告されている。

投資政策報告書の発行頻度は半年に1回程度であり、2009年10月の第1回報告から、2013年10月の第9回報告まで行われている¹⁰（2009年10月、2010年3月、10月、2011年4月、2012年1月、4月、11月、2013年5月、10月）。内容は、投資の自由化プロセスに参加する55カ国の投資政策について、国別に、投資政策・措置（Investment policy measures）、国家の安全保障に関連する投資措置（Investment measures relating to national security）、その他（Other developments）の3つに分類して、具体的な措置内容と情報源を記載している。ただし、報告書中では導入された政策の評価は一切行われていない。

（3）その他（IMF、世銀）

IMFは国際通貨体制の安定性維持のため、加盟

国の経済・金融政策のモニタリングを行っている。サーベイランス（政策監視）と呼ばれるこの監視活動では、IMFのエコノミストが加盟国を訪問し、加盟国政府や中央銀行と為替レートや金融・財政政策を中心に協議を行い、結果を理事会に報告する。貿易政策に関しては、国際通貨体制の安定に関連する貿易収支といったマクロの動向に影響を与えるかどうかを検討されるが、あくまで、国際通貨体制の安定性維持という目的に必要な限りにおいてのみ取り上げられ、貿易政策自体の監視や審査を目的としたものではない。

また、世銀では、貿易政策に関する調査として、貿易の障害となる情報の収集を行っている。具体的には、1980年代半ば以降の各国のアンチ・ダンピング税やセーフガード措置など貿易救済措置に関する情報をデータベース化したThe Temporary Trade Barriers Database (TTBD)を作成している。

コラム 各国による監視制度

本編ではWTO及び国際機関による国際的な貿易・投資の監視制度について概説したが、ここでは、各国が個別に行っている貿易政策・措置の監視について、米国、EU、中国を例にとって取組の一部を紹介する。個別国による監視は必ずしも国際貿易の監視を目的としたものではなく、自国貿易に与える影響や国際ルール整合性の観点から実施されているものであるが、貿易監視制度の理解の一助となることを期待する。また、これらの国は金融危機以前からこうした取組を行っているが、報告書で取り上げられた措置は様々な二国間協議や交渉の場でも是正の要求がなされることが想定され、我が国の主要貿易相手国が問題視している措置を把握することに役立つ。

なお、ここで紹介する各国の報告書等については、2006年版不公正貿易報告書に詳しい¹¹。

また、保護主義的措置を巡る我が国の対応については、2013年不公正貿易報告書¹²、及び、『経済危機下のいわゆる保護主義を巡る動向と経済産業省の対応』（2009年5月27日公表）¹³を参照ありたい。

（1）米国

①外国貿易障壁報告書

米国通商代表部（USTR）は1974年米国通商法（The 1974 Trade Act）に基づき、大統領、上院財政委員会、及び下院の然るべき委員会に対して、外国の貿易障壁に関する報告書を提出する義務を負っている。このため、USTRは毎年3月末に外国貿易障壁報告書（National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers）を公表している（2013年版が28回目の公表¹⁴）。

本報告書では、約60カ国を対象として、各国の米国大使館やその他ステークホルダーからの情報を基

¹⁰ <http://www.oecd.org/daf/inv/investment-policy/g20.htm>

¹¹ 2006年版不公正貿易報告書第Ⅲ部第3章参照

¹² 2013年版不公正貿易報告書参考資料『いわゆる保護主義的措置を巡る動向について』

¹³ <http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g90527c02j.pdf>

¹⁴ <http://www.ustr.gov/about-us/press-office/reports-and-publications/2013/NTE-FTB>

に、米国の物品・サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産権の保護に影響を与える外国の貿易障壁について国別に掲載している。具体的な分野としては、輸入政策、基準認証、政府調達、知的財産権保護、サービス障壁、投資障壁、反競争の慣行、電子商取引等である。掲載される措置には、WTO協定など国際通商ルールとの整合性にかかわらず、物品・サービスの貿易を規制・妨害していると米国が考える政策・措置が含まれる。

本報告書に掲載された措置については、更なる調査や措置国との二国間協議、あるいはWTOでの紛争処理、貿易救済措置の賦課等の是正に向けたプロセスが進められることとなる。

②省庁間貿易執行センター（Interagency Trade Enforcement Center: ITEC）

ITECは、2012年2月、大統領令によって設立された、米国の国内外の通商問題を省庁横断的、一元的に扱う機関である。国際通商規則の適切な監視と履行の確保、および国内通商関連法の執行を目的としており、USTRの他、財務省、法務省、商務省、農務省など通商関連の政府機関の代表者から構成される。

ITECは、貿易協定違反のおそれがあるとの情報に接した場合に、USTRとその他の関係機関との間で情報交換を行うなど、政府全体としてより機動的・効果的に対応することをねらいとしている。例えば、2012年に米国がアルゼンチンの輸入制限措置についてWTOに付託した事案については、ITECが多大な調査及び分析リソースを提供し、USTRの監視及び執行ユニットを支援したとされる。また、ITECは貿易障壁や不公正貿易の発見のため、産業界や利害関係者に対するアウトリーチ活動を行い、貿易障壁削減に向けた取組に関与させることを目的に掲げている。

(2) EU

①マーケット・アクセス・データベース

欧州委員会貿易総局は、輸出先国の市場アクセス

状況に関してデータベースを作成し、ホームページ上で公開している¹⁵。

市場アクセスに関するあらゆる種別の関税、非関税措置について整理されており、国毎、措置の分類毎、産業分類毎に閲覧が可能である。各措置については、概要、背景、EUとしての対処方針（現地公館を通じた交渉等）並びに進捗状況が示されており、逐一情報は改訂される。

②潜在的に貿易制限的な措置に関する報告書

EUは、2009年の経済危機の際、ECの貿易政策を検討・指令する133条委員会においてEUの貿易相手国が経済危機に伴い採った貿易制限的な政策・措置に関する調査・報告を行うよう加盟国から要請があったことを受けて、潜在的に貿易制限的な措置に関する報告書を2009年2月より公表している（2013年9月に第10回目を公表¹⁶）。

本報告書は、EC貿易総局が在外公館等を通じて収集した情報を分析し、まとめたものであり、G20諸国に限らずEUの貿易相手国を広く対象としている（最新版では31カ国）。

内容は、貿易関連（関税、輸出制限、輸出支援策、貿易救済措置）の他、政府調達、投資・サービス、景気刺激策等、広範な領域を対象として、国毎に調査対象期間中に採られた措置の詳細を記述している。基本的に貿易制限的な措置を記載しているが、貿易制限的な措置の撤廃の状況についても報告している。個々の措置の国際通商ルール整合性は検討していない。

本報告書で取り上げた措置については、監視を継続しつつ、必要な場合には可能なあらゆる手段を利用して是正を図るとしている。

(3) 中国

国別貿易投資環境報告書

中国商務部（MOFCOM）は、2003年より年1回、国別貿易投資環境報告書（Foreign Market Access

¹⁵ <http://madb.europa.eu/madb/indexPubli.htm>

¹⁶ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/september/tradoc_151703.pdf

Report) を公表している。中国企業・組織の国際的な貿易・投資体制の状況に関する理解を促進し、それによって中国企業・組織の国際的な活躍の機会を拡大することを目的として、中国の主要貿易国20数カ国について、①二国間貿易関係、②相手国の貿易投資制度、③相手国の貿易障壁を概説したものである。

本報告書の位置づけとして、中国の公正かつ適切な貿易・投資環境を実現させるため、諸外国が採用

する貿易政策・措置のWTO等の国際通商ルール整合性について、中国政府及び産業界が抱える懸念を示す役割を果たすとされている。ただし、実際の記載内容としては、外国政府のとり貿易政策・措置が引き起こす実質的な害を理由に当該政策・措置を是正すべきとの記述が多く、個々の措置に関して国際通商ルールとの整合性を検討したものとはなっていない。